

令和2年5月15日

介護サービス事業者 各位

那覇市福祉部長
(公印省略)

緊急事態措置解除後における介護サービス事業所の今後の取組みについて

新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市においては、令和2年4月22日沖縄県により緊急事態措置実施方針が示されたことに伴い、4月23日付那覇市福祉部長「通所事業所等におけるサービス利用調整の検討及び感染症予防対策の確認について」及び「感染症拡大防止対策の強化及び感染が疑われる者が発生した場合の備えについて」を各介護サービス事業者の皆様へお知らせしたところですが、5月15日付沖縄県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が解除されました。

つきましては、措置解除における社会福祉施設関連項目について以下の取扱いとしますので、ご確認の上、必要な介護サービスの実施をお願い致します。

1. 今後の取組み

	5/20 まで	5/21 以降
高齢者施設全般	持続的な感染防止対策を徹底の上、事業継続を要請	
通所・短期入所サービス	家庭対応可能な場合などは可能な限りの利用を自粛	5/21 以降、要請を終了
通所・短期入所事業所	代替サービスである訪問系サービスの利用検討等の要請	5/21 以降、要請を終了
面会	原則、中止を要請	感染防止対策を徹底した上で必要最小限の範囲での面会への協力を呼びかける

2. 留意事項

- ・前述のとおり要請を一部緩和致しますが、感染流行の第2波、第3波を見据えた持続的な感染予防対策の定着が必要です。については、4月22日付にて周知した「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト」における感染防止策のうちから必要な項目を継続させる等、各事業者において持続的な対策を実施するようお願い致します。
- ・現在行っている利用自粛や代替サービス利用について、5/21 以降においても、利用者(ご家族)が継続を希望される場合は、懇切丁寧な対応を行われてください。

(お問合せ先)

那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課 施設グループ
電話：098-862-9010 F A X：098-862-9648